

奈良県立大学学長選考規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法及び公立大学法人奈良県立大学定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか公立大学法人奈良県立大学（以下「法人」という。）の学長の選考、任期及び解任の審議に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考事由及び時期)

第2条 定款第11条第2項に規定する学長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠けたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には任期満了の3か月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にはその事由が生じたときに速やかに行わなければならない。

(学長候補者の推薦)

第3条 第2条第2項の規定により学長の選考が開始された時には、選考会議は、次の各号に掲げる者（以下「推薦資格者」という。）に対して学長候補者の推薦を求めるものとする。

- (1) 経営審議会委員
- (2) 教育研究審議会委員
- (3) 専任教員及び課長又は室長以上の職員

2 前項第3号の推薦は推薦資格者5人以上の連名で書面により行わなければならない。

3 推薦資格者は、学長候補者に2名以上を推薦し、又は自らを推薦することができない。

(学長候補者の資格)

第4条 学長候補者は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者とする。

(選考方法)

第5条 選考会議は、第3条により推薦された学長候補者の中から学長予定者1名を選考する。

2 学長選考会議は、前項の選考結果について、速やかに理事長に報告する。

(任期)

第6条 学長の任期は4年とする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号及び第3号の場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 学長は1回に限り再任されることができるとし、再任の任期は2年とする。

4 第2項において、前任者の残任期間が2年以内であるときは、前項の規定にかかわらず、再任の任期は4年とする。

(解任の審議の理由)

第7条 選考会議は、学長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、解任の審議を行う。

- (1) 心身の故障のため、学長職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため、法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き学長の職務を行わせることが適切でないとき。

(解任の審議の方法)

第8条 選考会議は、前条の審議を行うに当たっては、学長に対し書面又は口頭による弁明の機

会を与えなければならない。

- 2 選考会議は、前条の審議を行うに当たって必要と認める場合は、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。
- 3 学長選考会議は、前条の審議の結果学長の解任が妥当であると認めた場合は、速やかに理事長に学長の解任を申し出るものとする。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正するときは、学長選考会議の議を経なければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考、任期及び解任の審議に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。